

○男鹿地区消防一部事務組合火災予防条例施行規則

昭和53年 1月13日
規則 第 8 号

改正 平成 4年 9月 1日 規則第 1号
平成10年12月25日 規則第 2号
平成14年12月25日 規則第 1号
平成22年 6月29日 規則第 3号
平成24年 6月 8日 規則第 1号
平成26年12月25日 規則第 3号

(目的)

第1条 この規則は、男鹿地区消防一部事務組合火災予防条例（昭和48年条例第16号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(がん具用煙火の制限)

第2条 条例第26条第1項に規定する火災予防上支障のある場所は次のとおりとする。

- (1) 引火性又は爆発性の物品、その他の可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている場所及びその付近
- (2) 消防法（昭和23年法律第186号）第23条の規定に基づくたき火、又は喫煙の禁止区域
- (3) 強風時又は異常乾燥時における木造家屋の密集している場所及びその付近
- (4) 火の粉若しくは火花が落下し、又は飛散する地点に可燃性の物品がある場合

(標識類の形式)

第3条 次表の左欄に掲げる条例の規定に基づく同表中欄に掲げる標識は、それぞれ同表右欄に掲げる規格によるものとする。

左 欄	中 欄	右 欄
条例第8条の3第1項及び第3項	燃料電池発電設備標識	別表1の項ア
条例第11条第1項第5号及び第3項	変電設備標識	別表1の項イ
条例第11条の2第2項	急速充電設備標識	別表1の項ウ
条例第12条第2項及び第3項	発電設備標識	別表1の項エ
条例第13条第2項及び第4項	蓄電池設備標識	別表1の項オ
条例第17条第3号	立入禁止標示	別表2の項
条例第23条第2項	禁煙等標識	別表3の項

条例第 2 3 条第 4 項	喫煙所標識	別表 4 の項
条例第 3 1 条の 2 第 2 号第 1 号	貯蔵所 少量危険物 標識 取扱所	別表 5 の項ア
条例第 3 3 条第 3 項及び第 3 4 条第 2 項第 1 号	貯蔵所 指定可燃物 標識 取扱所	別表 5 の項イ
条例第 3 9 条第 4 号	定員表示板	別表 6 の項
条例第 3 9 条第 4 号	満員札	別表 7 の項ア

第 4 条 次表の左欄に掲げる条例の規定に基づく同表中欄に掲げる書類は、それぞれ同表右欄に掲げる様式によるものとする。ただし、条例第 4 5 条第 1 号（山野の火入れを除く。）及び同条第 4 号に掲げるもので文書をもって届け出るいとまのないときは、口頭で届け出ることができる。

左 欄	中 欄	右 欄
条例第 2 3 条第 1 項ただし書き	裸火使用承認申請書	様式第 1 号
条例第 4 2 条第 3 第 2 項ただし書き	火災予防上必要な業務に関する計画届出書	様式第 1 号の 2
条例第 4 3 条第 1 項	防火対象物使用開始届出書	様式第 2 号アイ
条例第 4 4 条第 1 号から第 8 号の 2 まで	炉、暖房設備、温風暖房、ボイラー、給湯湯沸設備、乾燥設備、サウナ設備、ヒートポンプ冷暖房機、火花を生ずる設備、放電加工機設置届出書	様式第 3 号
条例第 4 4 条第 9 号から第 1 2 号まで	燃料電池発電設備、変電設備 発電設備 蓄電池設備設置届出書	様式第 4 号
条例第 4 4 条第 1 3 号	ネオン管灯設備設置届出書	様式第 5 号
条例第 4 4 条第 1 4 号	水素ガスを充てんする気球の設置届出書	様式第 6 号
条例第 4 5 条第 1 号	火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生のおそれのある 行為の届出書	様式第 7 号
条例第 4 5 条第 1 号	山野火入届出書	様式第 8 号
条例第 4 5 条第 2 号	打上げ 煙火 届出書 仕掛け	様式第 9 号
条例第 4 5 条第 3 号	催物開催届出書	様式第 1 0 号

条例第45条第4号	断水 水道 届出書 減水	様式第11号
条例第45条第5号	道路工事届出書	様式第12号
条例第45条第6号	露店等の開設届出書	様式第12号の 2
条例第45条の2	指定洞道等届出書	様式第13号
条例第46条第1項	少量危険物 貯蔵取扱い届出書 指定可燃物	様式第14号
条例第46条第2項	少量危険物 貯蔵取扱い廃止届出書 指定可燃物	様式第15号

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

[様式 表へ](#)